

教育厚生委員会会議録

日時 令和4年3月2日（水） 開会時間 午後1時00分
閉会時間 午後3時38分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 古屋 雅夫
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 桜本 広樹 乙黒 泰樹 早川 浩
水岸富美男 藤本 好彦 笠井 辰生

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直
知事直轄組織理事 内藤 裕利 感染症対策グループ感染症対策推進監 佐野 満
福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 小俣 達也
健康長寿推進課長 細田 尚子 国保援護課長 砂田 千波
障害福祉課長 古澤 善彦 医務課長 齊藤 武彦 衛生薬務課長 大澤 かおり
健康増進課長 行村 真生
子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁
子ども福祉課長 柳沢 章司

教育長 三井 孝夫 教育次長 小田切 三男 教育監 中込 司
教育監 手島 俊樹 理事 降旗 友宏 次長・総務課長事務取扱 藤原 鉄也
働き方改革推進監 権太 正弘 ICT教育推進監 遠藤 豊
福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一
高校改革・特別支援教育課長 保坂 一郎 生涯学習課長 鎌田 秀一
保健体育課長 上田 直人

議題（付託案件）

- 第47号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
第49号 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
第54号 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算
承第2号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款及び第2条繰越明許費の補正

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり承認・可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、知事直轄

組織・福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午後1時から午後2時32分まで知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後2時51分から午後3時38分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係

※承第2号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款及び第2条繰越明許費の補正

質疑

（新型コロナウイルス・ホームエイド給付金について）

乙黒委員 ホームエイド給付金で、どういう方が対象になるかという点については、知事のいろんな発信で、医者判断を経て対象にしているとおっしゃられていたんですけど、その手順については、どこでどのように医者が判断しているのか、そこを教えてください。

佐野感染症対策推進監 委員御指摘のとおり、医師の判断というところがございます。まずは、症状等がありまして、かかりつけ医等を受診した際に、その先生が、この方はホームケア、自宅での療養に適しているという御判断をする場合もございます。それ以外に、県の対策本部で入院調整をやっておりますけれども、そこにも医師がおります。保健所は、患者さんから聞き取った情報を本部に上げます。それを入院調整班の医師に確認いただき、症状、基礎疾患の有無等を確認し、ホームケアの基準に適合している方につきましては、ホームケアをお願いしているところでございます。

笠井委員 給付金の支給の方法を教えてください。

佐野感染症対策推進監 対象になる方につきましては、今、この業務は事業委託をしておりますけれども、その委託先の業者から、まもなくになりますけれども、申請方法につきまして御案内をさせていただく予定になっております。近々、ホームケアを実施している方に、申請方法について御案内をさせていただいて、そちらで申請内容や方法について丁寧に対応し、申請いただくということになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第47号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（在宅医療推進事業費について）

早川委員 課別説明書の福18ページから19ページの在宅医療推進事業費に関連し、遠隔診療やオンライン診療について伺います。

従前から、地域医療の格差是正、高度医療、高度な手術をするためにオンライン診療や遠隔診療に興味を持っていたんですけど、一昨年（2021年）の4月に、時限的に初診からオンライン診療を解禁して、今年（2022年）の1月から2月から原則かかりつけ医のお医者さんが初診からオンラインで、時限的ではなく恒久的になったという認識をしています。私の感覚では、なかなか現場に普及しないということがあって、その関連の予算だと思いますが、まず、本県の医療機関におけるオンラインシステムの導入状況について伺います。

齊藤医務課長 県では、電子版かかりつけ連携手帳と連動したシステムを開発しまして、昨年度から普及に努めており、現在、おおむね40の医療機関に導入することになっております。

早川委員 現場の医師会の人とかにいろいろ聞いてみると、他県にも同じようなシステムがあって、本県が導入しているシステムと他県のシステムの違いについて、本県のほうが良い点等について伺います。

齊藤医務課長 他社のシステムは、まさにドクターと患者さんがテレビ電話で繋がり、リアルタイムで診察を行うものです。私どもが開発したシステムは、そこに電子版かかりつけ連携手帳とリンクしまして、その連携手帳に、患者さんの従前の投薬歴や検査歴といった、いわゆる受診歴を格納してございますので、オンライン診療をする際に過去の診療データを眺めることができますので、より適切な診断ができるんじゃないかと思っております。

早川委員 本県のほうは、昔のデータとマッチングができるということだと思うんですけど、本県も含めて全国的に調べてみると、オンライン診療が進んでいないと感じています。これから地域偏在でいろいろと取り組んでいかなければいけないと思うんですけど、何が課題ですか。

齊藤医務課長 いくつか考えられると思っておりますが、最大の課題は、これまでドクターの診断におきましては、患者さんが対面で、リアルで前にいらっしゃると、顔色でありますとか、直接の申告でありますとか、いろんな情報が得られます。それに比べて、画面で得られる情報はかなり限られているということが言われております。また、診療報酬が対面に比べて若干低くなっております。今回の改定で若干引き上げが行われますけれども、やっぱり若干低いというところもあります。

早川委員 そんなことがあって、要するに、かかる方は対面じゃなきゃ安心しないし、お医者さんも診療報酬が低いということで、なかなか広がっていないということですけど、それを受けての、19ページのオンライン診療を普及していく、推進していこうっていう予算ですね。先ほどの説明で、お医者さんに交付金等を交付するということがあったんですけど、これは非常に重要なことだと思うので、できるだけ詳しく教えてください。

齊藤医務課長 まず、オンライン診療を実際に使っていただいて、効果や優位性などを体験していただくということが肝要だと思っております。そのために、今回の一つの予算といたしまして、初期投資、アプリの開発費でありますとか機器整備

といったものを県が全部面倒を見ましょうということになっております。それに加えて、プラスアルファでドクターのほうでも資機材調達その他もろもろかかりますので、交付金を30万円ほどになりますがお出しいたします。あとは、受診者のほうにも、しっかりかかっていたくということも大事になりますので、食事券でありますとか県産品のプレゼントを行ってまいりたいと思っています。さらにもう一つ、診療所での受診までは完結できるんですけども、処方箋を受けて、投薬、配送までが、現在一気通貫になっておりませんので、今回のこの事業では、投薬の配送までできるような形で行ってまいりたいと思っております。

早川委員

私も課題と思っていた、最後に薬を配達してくれるところまで整っているってことですね。

本会議で出たんですけど、令和6年度の医師の働き方改革とか、あと、救急医療に関しても、そういうさまざまな解消をしていくためにも、遠隔医療とかオンライン診療は非常に有効だと思うので、私は、これからもこれに関して注視していきます。ぜひ、しっかりと取り組んでいただいて、山梨県がオンライン診療や遠隔診療の先進地域になるように取り組んでいただきたいと思えます。

（感染症対策推進費等について）

笠井委員

知事直轄組織、福祉保健部、子育て支援局それぞれにあったんですけども、例えば、知事直轄2ページの感染症対策推進費で、国庫補助の確定に伴い国に返還するとありますが、この25億円って、結局使っていない予算ですよ。これを、事業の項目の中で支出する意味がちょっとわからなかったんですけども。余った分は歳入のほうでマイナス補正するという処理はしないんですか。

佐野感染症対策推進監 今回の予算につきましては、コロナ対策ということで、国のほうから緊急包括支援交付金というものを受けて事業を執行してまいりました。それにつきまして、予算を立てた時に見込んでいた患者数等々が実績と乖離がありまして、見込みのほうが多かったということで、いろんな事業につきまして、事業量が予定よりも少なかったということがございましたものですから、その分につきまして返還をさせていただくと。交付金ですので充当する事業が決まっておりますので、その他に振り分けることができないということがございましたので、基本的に、この緊急包括支援交付金が当たるものについては、すべて事業を充当させた上で余った分について、県の予算としまして支出をもってお返しをするというようなことで、歳出予算で返還額を計上した上で、これを支出し、国に返還するというところで承知しております。

笠井委員

例えば、感染症対策費が総額48億円っていったら、これだけ使ったのかわってパッと見えちゃうと思うんですけども、この中に返還する25億円を含めるっていうやり方が普通なんですか。

佐野感染症対策推進監 国からの交付金ということで、歳入で受けまして、それで支出をするということになっておりますが、当初交付申請した時との差額により、返還する分が生じた場合につきましては、歳出予算に計上しまして、返還させていただくということをやっているところでございます。

笠井委員

この事業のためにマックスで助成金をもらっていたわけですよ。25億円

入っていて、それを使わなかったからマイナスっていうことならわかるんですけど、これを見ると、既定予算額が2,500万円、何で今ここで25億円が入ってくるんですか。

佐野感染症対策推進監 説明が拙くて申し訳ございません。事業を執行するに当たりまして、国に包括支援交付金の対象になる事業ということで当初交付申請をさせていただきました。交付を受けまして、各種事業を実施してきたところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、いろんな事業につきまして当初交付申請をしていた時に見込んだもの以下の事業実績等になりまして、交付金が充ち切れしていない部分が生じました。交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一度県の歳入予算ということで受け入れました。それを執行した上で執行残が生じたものにつきましては、国に対して交付金を返還するときに歳出予算に計上し、執行させていただくという仕組みになっているところでございます。

（妊婦訪問支援事業費補助金について）

藤本委員 課別説明書の子7ページ、母子保健推進事業費の中の妊婦訪問支援事業費補助金について伺います。

事業としては予算規模が大きくはないんですけれども、大変重要な事業だと思っておりますので、あえてお伺いをさせていただきます。本県でも、未熟児、または低出生体重児といった出生状況ですとか、発育状況、発達状況に不安を覚えておられる妊婦さんって結構多いということ、これまで聞いたことがありまして、こういった妊婦さんの気持ちを少しでも和らげ、寄り添うための事業じゃないかなと思います。この事業は、児童福祉法における特定妊婦さんへの家庭訪問を行う市町村に対して支援する事業なのか、それとも、新しい命がお腹に宿っているすべての妊婦さんを対象としているのか、まず、この事業の具体的な概要についてお伺いします。

土屋子育て政策課長 妊婦訪問支援事業費補助金ですけれども、本事業は、若年の妊婦さん、あるいは生育歴とかパートナーや家庭の状況によって育児が困難になることが予測される妊婦さん、また、市町村妊婦健診を未受診等の妊婦さんに対して、保健師や看護師、あるいは助産師が家庭を訪問して、継続的に妊婦さんの状況を把握するという内容を内容としており、それによって、適切な支援につなげていくといった事業になります。

先ほど委員がおっしゃったとおり、児童福祉法の中で、ある程度、出産前に出産後の育児が困難になることが予測される方を特定妊婦と定義しておりまして、対象者の多くは、今回の訪問の対象と重なるだろうと考えております。同じような事業ですけれども、国では母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備を推進することとしており、本事業については、母子保健分野における妊婦支援を強化するといった目的で創設された事業と理解しております。

藤本委員 一体的に支援をしていくということで、今までは、それぞれの部門ごとに支援をしていたところで、今回は一本にし、集中して応援していくってことですが、続けていくことってすごく大事だと思いますので、ぜひ継続して欲しいと思います。

妊婦さんは子育て政策の中でも土台といいますか、一番必要なところなので、ここについては県が基礎自治体を全面的に応援していくっていう気持ちを持ちながら進めさせていただきたいと思います。その中でも、妊婦さんの中には、みんなが元気で健康で、前を向いて歩いていける方だけではないと思うんです

よね。例えば、知的障害をお持ちの妊婦さんですとか、難病をお持ちの妊婦さん、また、何らかの障害をお持ちの妊婦さんもおられると思うんですが、そのような妊婦さんへは、より手厚い支援が必要だと思います。妊婦さんは、みんな妊婦さんですけど、もともと持っているプラス向きというか、生活していく上で、なかなかそうじゃない場面もあると思うんですけど、より手厚い支援が必要だと思います。障害をお持ちの妊婦さんに寄り添うような支援も、この事業の対象になるのか伺います。

土屋子育て政策課長 知的障害、あるいは病気や難病をお持ちの方についても、そのこと自体がすぐにこの事業の対象というわけでありませが、そのことによって育児が困難になると予測される方については、この事業の対象になります。

藤本委員 直接対象ではないけれど、それに類する場合は対象になってくるということですので、ぜひ、そういう方たちへの温かいまなざしを持ち続けていただきたいと思います。

コロナとのつき合いが今年で2年目を迎え、共生していかなくてはいけないんですが、収束の兆しがない中で新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦さんって、県内でも多いと思うんです。現在のような新型コロナウイルス感染症の流行下において、妊婦さんが感じている健康面ですとか、出産後の育児などの不安を解消するため、妊婦さんに寄り添っていくような支援も、この事業の支援の対象となるのか伺います。

土屋子育て政策課長 同様に、そのことにより育児が困難と予測される場合は、この事業の対象にもなりますし、県では、コロナ禍において新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方の不安や孤立感を解消するため、助産師による定期的な家庭訪問を行う寄り添い支援事業も実施しておりますので、この新しい事業や、そういった既存事業により、妊産婦の方々を支援しているところです。

藤本委員 今、そういった寄り添い支援事業等があるようですので安心しましたけれども、そうは言いましても、妊婦さんの健康を守って健やかな出産を迎えてもらうために、育児に不安を覚える生活の困難な家庭を訪問し妊婦さんにさまざまな支援を行う自治体を応援していくというこの事業は大変重要だと思います。そして妊婦さんに寄り添って、すべての妊婦さんが安心して出産を迎えられるよう、今後も継続して妊婦さんの訪問を支えていってほしいと考えますが、最後に、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしまして、質問を終わります。

土屋子育て政策課長 妊産婦の支援の拠点として、笛吹市内に健康科学大学が運営している産前産後ケアセンターがありますが、県では、その産前産後ケアセンターで、24時間365日の電話相談ですとか、あるいはメンタルヘルスの相談体制といったものを整備しております。また、市町村と一体になりながら、宿泊型の産後ケア事業というものも実施しております。

市町村が母子保健の実施主体ということもありますので、妊婦健診ですとか産婦健診、乳児健診、さらに新しく始まる家庭訪問といったような事業と連絡を密に図りながら、切れ目のない支援体制で、妊産婦の支援の充実に取り組んでいきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第49号 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第54号 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 教育委員会関係

※第47号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（学力向上総合対策事業費について）

乙黒委員 課別説明書の教11ページ、教育指導費の関係で学力向上支援スタッフ配置事業費補助金とスクールサポートスタッフ配置事業費補助金の2点は、コロナの関係で学校現場の補助をする方々をサポートするような補助金になると思うんですけど、国に要望していた部分から若干金額が落ちたということでの減額という説明がありました。これは、現場である学校ごとのニーズで、これだけ人数が欲しいよっていう中で、それが満額でなかったっていう形なのでしょうか。また、それによって現場の苦勞といった部分をどう対応しているのかお聞かせください。

秋山義務教育課長 実際に、事前に市町村から国に希望人数を挙げていただく形で申請を行ってまいりましたが、国では、当初予算で持っていた金額に対して、やはり全国的にニーズが高かったということで、国に倍以上の予算額が寄せられたということに合わせて、我々のところについても50%ぐらいの減額がきました。実際問題、その中で、市町村に申請していただいた割合に基づきながら、割り振りをさせていただき対応させていただきました。市町村によっては、一人一人

の雇用は、今まで市町村単独でやっていた雇用の金額等と合わせながら、調整をしていただきながら、100%満足という形ではございませんでしたけれども、市町村の割合に対して、いただいたものを割り振って対応させていただきました。また、今後につきましても、当然ニーズがありますので、令和4年度等について市町村に希望を聞きながら、国に予算の請求をさせていただいております。

乙黒委員

学校現場では当然ニーズがあると思うんですね。国のほうでは、コロナの対策費で相当大きなお金が結局使いきれなくて戻っている。当然、国の項目なので、こちらのほうに満額出ないのはやむを得ないことではあるんですけど、その辺はしっかりと国にも主張した上で、適切な補助といえますか、予算がないのであればともかく、国の中では相当コロナ関係で使っていない予備費があるわけですから、やっぱり令和4年度も含めた中で、そのニーズをしっかりとぶつけていくっていうのも大事なかなと思います。また、それぞれの市町村の苦しい部分もあると思いますので、ぜひ、しっかりとしたニーズをぶつけてもらいたいかなと思います。答弁は結構です。

（教職員等に対する新型コロナウイルス感染症検査事業費について）

笠井委員

課別説明書の教7ページですけれども、教職員向けのPCR検査は、これは今、どのぐらいの頻度でされているのかということと、PCR検査キットの数は十分間に合っているのかどうかを教えてください。

田草川福利給与課長

オミクロン株の感染拡大に伴いまして、今、保健所での業務が逼迫しています。また、接触者等の特定や検査が困難な状況となっている中、接触者の特定や検査の自主的な対応が求められているということで、今回、このような補正をさせていただいております。実際、感染者への検査としましては、接触者の検査と自宅待機者の待機解除のための検査費として3,401万5,000円、検査センター逼迫を想定した検査キットの購入費として92万4,000円を考えております。現在、補正の議決までに間に合っておりませんので、現予算の執行残を利用させていただく中で、検査の準備をしておるところであります。抗原キットは、現在150個分の用意をしているところであります。検査につきましては、515人分の検査の予定をしております。

笠井委員

今、保育園とかは、毎週、職員の検査をしているようですけれども、高校の先生とかは、定期的に全員が検査ってことはされていない状況ですか。

田草川福利給与課長

今回のものにつきましては、あくまでも接触者、また、社会的機能を維持するため、復旧するための検査になっております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 古屋 雅夫